

# 消防本部、指令センター等及び消防署所における災害対応機能の維持に係る非常用電源の確保に関する調査結果

消防•救急課

# 1 はじめに

消防庁では、災害時における災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)第23条により、消防本部等への非常用電源設備等の設置を定めているところですが、近年の自然災害においては、長時間におよぶ停電も発生しており、消防本部、指令センター及び消防署所(以下「庁舎等」という。)における非常用電源の確保は重要な課題といえます。

本稿では、消防庁消防・救急課で実施した非常用電源の設置状況等に関する調査結果について紹介いたします。

# 2 調査の概要

○ 調査対象:消防本部庁舎 726施設

: 指令センター 655施設 (指令センター を有しない119番受信施設を含む。)

: 消防署所 4,821施設

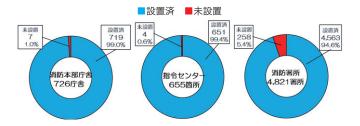
○ 調基準日:令和元年10月1日

# 3 調査結果

## ① 非常用電源の設置状況

非常用電源が設置されている庁舎等は、以下のとおりで、9割以上の庁舎等において設置されている。

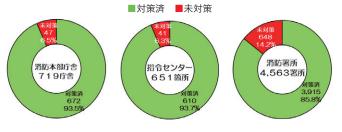
庁舎等	設置数	割合
消防本部庁舎	719庁舎	99.0%
指令センター	651箇所	99.4%
消防署所	4,563署所	94.6%



## ② 地震対策状況

非常用電源が設置されている庁舎等のうち、地震対策 (建物耐震化、設備に転倒防止措置等)が講じられている庁舎等は以下のとおりで、8~9割が地震対策を実施 している。

庁舎等	対策数	割合
消防本部庁舎	672庁舎	93.5%
指令センター	610箇所	93.7%
消防署所	3,915署所	85.8%



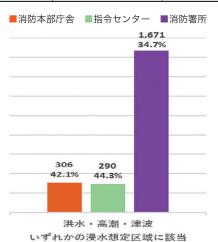


## ③ 浸水対策状況

# ア 浸水想定区域内に存在する庁舎等

全消防本部庁舎等のうち、洪水、高潮、津波浸水想定 区域いずれかに存在する庁舎等は以下のとおりで、全体 の3~4割が浸水想定区域内に存在する。

庁舎等	対策数	割合
消防本部庁舎	306庁舎	42.1%
指令センター	290箇所	44.3%
消防署所	1,671署所	34.7%

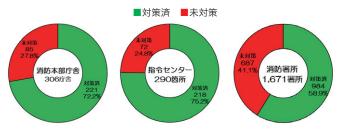




#### イ 浸水対策状況

浸水想定区域内に存在する庁舎等のうち、浸水対策(屋上設置等)を講じている庁舎等は以下のとおりで、6~7割が浸水対策を実施している。

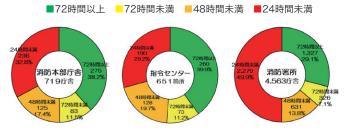
庁舎等	対策数	割合
消防本部庁舎	221庁舎	72.2%
指令センター	218箇所	75.2%
消防署所	984署所	58.9%





# ④ 非常用電源の使用可能時間

非常用電源が設置されている庁舎等における使用可能 時間は以下のとおりで、72時間以上使用可能な庁舎等 は3~4割である。



# 4 調査結果を受けて

消防庁では、調査を踏まえ「消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等の調査結果について」(令和2年2月26日付け消防消第40号消防・救急課長通知)により、以下の内容について周知しました。

## ① 非常用電源の整備について

消防力の整備指針において、消防本部等については、 地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機 能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置する 旨を定めており、指令センターも含め非常用電源の整備 を図ること。

# ② 地震・浸水対策について

非常用電源の耐震措置や浸水想定水位より上部へ設置 するなどの対策を進めること。

### ③ 使用可能時間について

大規模災害発生時の物資調達や輸送が困難な状況を踏まえ、72時間は外部供給なしで非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に 支障がでないよう準備することが望ましく、備蓄量等に よっては関係法令による規制もあるため、あらかじめ燃 料販売事業者等との優先供給に関する協定締結等も検討 すること。

### ④ 緊急防災・減災事業債の活用について

非常用電源の設置に加え、既存の非常用電源に対する 浸水・地震対策(上層階への移設、防護板の設置等)や 機能強化(非常用電源の出力向上、稼働時間延長のため の燃料タンクの増設等)に要する経費についても、緊急 防災・減災事業債の対象とされていることから、その活 用を検討すること。

なお、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和2年度 までとされているところであるが、令和2年度までに建 設工事に着手した事業については令和3年度以降も現行 と同様の地方財政措置を講じることとされていることか ら、当該事業債を活用した非常用電源の整備等に積極的 に取り組むよう検討すること。

また、令和2年度より、浸水対策のため、洪水浸水想 定区域等からの消防署所の移転に要する経費について も、新たに緊急防災・減災事業債の対象とされているこ とから、必要に応じて検討すること。

# 5 終わりに

庁舎等の災害対策機能が維持されるよう、非常用電源が未設置の場合は設置を、各種災害対策等が不十分な場合は対策の実施・充実に向けた取組を推進頂くようお願い致します。

本調査結果については、消防庁のホームページにも掲載する予定ですので参考にしてください。

#### 問合わせ先

消防庁消防・救急課 TEL: 03-5253-7522